

溶接ヒュームの濃度測定は お済みですか？

金属アーク溶接等作業を行っている屋内作業場は、
令和4年3月末までの測定が必要です。

屋内作業場で継続して行う金属アーク溶接等作業について、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正により、新たに特定化学物質としての規制が加わりました。(令和3年4月1日施行)

規制の対象

- ・ 金属をアーク溶接する作業
 - ・ アークを用いて金属を溶断やガウジングする作業
 - ・ その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
- ※被覆アーク、ティグ溶接、ミグ溶接、炭酸ガスアーク溶接などが含まれます。

規制対象外

ガス、レーザービーム等を熱源とする、著しい金属蒸気の発生がない溶接等作業。

測定が必要な作業場

- ・ 規制対象となる金属アーク溶接等作業を、**継続して屋内作業場で行っている場合**
- ・ 屋内作業場で、規制対象となる金属アーク溶接等作業の方法を**新たに採用**、または**変更**しようとする場合

測定不要な作業場

屋外作業場や毎回異なる屋内作業場での作業

※特定化学物質障害予防規則等に基づく対応は必要になります。

規制措置の内容

◇溶接ヒュームの濃度測定

マンガン濃度 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$

↓ 以上の場合

- ・ 換気装置の風量の増加等の対策を講じる。
- ・ 対策後、再測定の実施、保護具の選定等。



◆作業者の保護のための措置

- ・ 全体換気装置による換気の実施または同等以上の措置を講じる。(プッシュプル型換気装置、局所排気装置の設置)
- ・ 有効な呼吸用保護具の選定、着用
- ・ 面体を有する呼吸用保護具を使用する場合、1年に1回ごとのフィットテストの実施(令和5年4月1日～)
- ・ その他特化則等に基づく措置

溶接ヒュームの測定に関するご相談は



一般財団法人

上越環境科学センター

個人サンプリング法実施登録機関(登録番号 15-5)
個人サンプリング法資格者 複数名在籍

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL : 025-543-7664 FAX : 025-543-7882

URL : <https://jo-kan.or.jp>

E-mail : (総合) info@jo-kan.or.jp

お問い合わせ窓口 : 業務課 又は 検査二課